表ＨＫ２―２―60の項、ＨＫ２―３―40の項及びＨＫ２―３―60の項を削り、同表ＨＫ２―６―20の項中「600m」を「1,850m」に改め、同項を同表ＨＫ２―６―40の項及びＨＫ２―６―60の項を削り、同表ＨＫ２―７―20の項を次のように改める。

ＨＫ２―７	Ｎ42°54′00″Ｅ142°45′25″の地点、十勝ＮＤＢ、帯広ＶＯＲ及びＮ42°41′51″Ｅ143°07′11″の地点を順次に結ぶ線並びに札内川の中心線並びにＮ42°35′16″Ｅ142°55′24″の地点とＮ42°32′56″Ｅ142°49′41″の地点とを結ぶ直線並びに北海道日高支庁と同道十勝支庁との境界線によって囲まれる区域（十勝飛行場の標点を中心とする半径９kmの円内の区域及び帯広空港の標点を中心とする半径９kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,850m以下のもの

表ＨＫ２―７―40の項、ＨＫ２―７―60の項、ＨＫ２―８―20の項、ＨＫ２―８―40の項及びＨＫ２―８―60の項を削り、同表ＨＫ２―９―20の項を次のように改める。

ＨＫ２―９	帯広ＶＯＲ、Ｎ42°33′52″Ｅ143°18′09″の地点、Ｎ42°30′00″Ｅ143°21′35″の地点及びＮ42°27′08″Ｅ143°24′50″の地点とを結ぶ直線並びに海岸線並びにＮ42°09′36″Ｅ143°19′26″の地点、Ｎ42°09′00″Ｅ143°14′19″の地点、Ｎ42°24′09″Ｅ143°07′46″の地点及びＮ42°25′42″Ｅ142°54′25″の地点を順次に結ぶ線並びに北海道日高支庁と同道十勝支庁との境界線並びにＮ42°32′56″Ｅ142°49′41″の地点とＮ42°35′16″Ｅ142°55′24″の地点とを結ぶ直線並びに札内川の中心線並びにＮ42°41′51″Ｅ143°07′11″の地点と帯広ＶＯＲとを結ぶ直線によって囲まれる区域（帯広空港の標点を中心とする半径９kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,200m以下のもの

表ＨＫ２―９―40の項、ＨＫ２―10―20の項及びＨＫ２―10―40の項を削り、同表ＨＫ２―11―20の項中「600m」を「1,850m」に改め、同項を同表ＨＫ２―11―40の項及びＨＫ２―11―60の項を削り、同表ＨＫ２―12―20の項を次のように改める。

ＨＫ２―12	釧路ＶＯＲを中心とし、半径39.6kmで、Ｎ42°56′27″Ｅ143°43′14″の地点とＮ42°48′11″Ｅ143°48′58″の地点とを結ぶ劣弧並びに海岸線並びに十勝川の中心線並びにＮ42°55′06″Ｅ143°23′58″の地点、Ｎ42°55′44″Ｅ143°26′54″の地点及びＮ42°56′27″Ｅ143°43′14″の地点とを順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの

表ＨＫ２―12―40の項及びＨＫ２―12―60の項を削り、同表ＨＫ２―13の項中「上士幌ヘリポートの標点」を「Ｎ43°15′04″Ｅ143°17′53″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

○国土交通省告示第二百十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項、第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一庄内情報圏の項中「庄内空港出張所」を「仙台空港事務所」に改め、同表鳥取情報圏の項中「鳥取空港出張所」を「大阪空港事務所」に改める。

別表第三ＨＫ２―２―40の項中「ＨＫ２―２―40」を「ＨＫ２―２」に改め、同表ＨＫ２―２―60の項、ＨＫ２―３―40の項及びＨＫ２―３―60の項を削り、同表ＨＫ２―６―20」を「ＨＫ２―６」に改め、同表ＨＫ２―６―40の項及びＨＫ２―６―60の項を削り、同表ＨＫ２―７―20の項中「ＨＫ２―７―20」を「ＨＫ２―７」に改め、同表ＨＫ２―７―40の項、ＨＫ２―７―60の項、ＨＫ２―８―20の項、ＨＫ２―８―40の項及びＨＫ２―８―60の項を削り、同表ＨＫ２―９―20の項中「ＨＫ２―９―20」を「ＨＫ２―９」に改め、同表ＨＫ２―９―40の項、ＨＫ２―10―20の項及びＨＫ２―10―40の項を削り、同表ＨＫ２―11―20の項中「ＨＫ２―11―20」を「ＨＫ２―11」に改め、同表ＨＫ２―11―40の項及びＨＫ２―11―60の項を削り、同表ＨＫ２―12―20の項中「ＨＫ２―12―20」を「ＨＫ２―12」に改め、同表ＨＫ２―12―40の項及びＨＫ２―12―60の項を削り、同表ＫＳ３―１の項中「21時30分」を「22時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。ただし、別表第三ＫＳ３―１の項の改正規定は同年三月二十九日から、別表第二の改正規定は同年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

表大分空港事務所の項中「21時30分」を「22時30分」に改め、同表山形空港出張所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月二十九日から施行する。ただし、表山形空港出張所の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一山形空港出張所の項を削る。

別表第二庄内空港出張所の項を次のように改める。

山形空港出張所	山形県東根市　山形空港内

別表第二鳥取空港出張所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験（12月実施分）の合格者を平成27年１月19日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成27年２月５日

経済産業大臣　宮沢　洋一